機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0020264	5　印鑑登録証	5.4　個人番号カードの利用	5.4.1　個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。 この場合、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受け、登録できること。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020265	5　印鑑登録証	5.4　個人番号カードの利用	5.4.1　個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	個人番号カード用利用者証明用電子証明書が再発行された際及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020156	5　印鑑登録証	5.4　個人番号カードの利用	5.4.2　個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等を利用）の利用	個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープを利用して印鑑登録証若しくは印鑑登録者識別カードとして利用する場合には、基本利用領域及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープに、個人番号カードAP搭載システムを利用して、必要な事項（登録番号）の記録及び登録者暗証番号の設定ができること。	○	○	○	－
0020157	5　印鑑登録証	5.4　個人番号カードの利用	5.4.2　個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等を利用）の利用	個人番号カードAP搭載システムを利用して記録した事項の削除及び設定した登録者暗証番号の廃止ができること。	○	○	○	－
0020158	5　印鑑登録証	5.5　有効期限切れの住基カードの利用	―	有効期限切れの住基カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができること。	○	○	○	－
0020159	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	印鑑登録証明書の出力ができること。印鑑登録処理後、引き続き印鑑登録証明書の発行ができること。帳票は部数を指定して、一度に複数枚発行することができること（コンビニ交付について6.1.7を参照のこと。）。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020160	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	失効した印鑑登録証等で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合、エラーとし、失効されている旨のメッセージを表示できること。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020161	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	性別の記載については、自治体ごとに選択できること。性別を記載しない場合には、証明書においても性別欄をなくすこと。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020162	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	印鑑登録証明書には、認証文（省令に定める様式に記載のもの）、電子公印及び発行番号を印字すること。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020163	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	印鑑登録証明書の様式については、省令に定める様式とすること。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020164	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	住所等に方書が含まれる場合は、印鑑登録証明書の交付請求において、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。	◎	◎	◎	令和８年４月１日
0020165	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	性別を記載する自治体において、申請者の申出により、性別を記載しないことができること。記載しない場合には、証明書の性別欄にはアスタリスクを記載すること。	○	○	○	－
0020166	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。	○	○	○	－
0020167	6　印鑑登録証明書	6.1　印鑑登録証明書交付	6.1.1　印鑑登録証明書交付	通称のみの印鑑登録証明書を発行できること。	×	×	×	－